（様式６）

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

（変更）

			資料番号	2	担当課	農産園芸課
法令名	肥料の品質の確保等に関する法律	根拠条項	31-2	不利益処分の種類	肥料の譲渡制限、登録の取り消し等	

○肥料の品質の確保等に関する法律　昭和 25 年 5 月 1 日 法律第 127 号

（行政処分）

第三十一条

２ 都道府県知事は、その届出に係る販売業者、その登録した普通肥料若しくはその届出に係る指定混合肥料の生産業者又はその届出に係る特殊肥料の生産業者若しくは輸入業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき（表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない場合を除く。）は、これらの者に対し、当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又は生産業者について当該肥料の登録を取り消すことができる。